資料１－１

東京都における保育サービス拡充の取組について

１　東京都の子供の状況

１－１　就学前児童の状況と待機児童数の推移

２　東京都の取組

２－１　待機児童解消に向けた取組
２－２　認証保育所制度の創設と国への提案要求
２－３　認可保育所と認証保育所の制度比較
２－４　認証保育所利用者調査結果

３　新制度における地方単独保育施策の取り扱いについて

３－１　子ども・子育て支援新制度における保育サービス
３－２　保育士資格要件と国からの給付
３－３　認可外保育施設に対する国の支援
３－４　小規模保育整備促進支援事業

４　保育の質の確保

４－１　保育人材の確保・育成
４－２　都の第三者評価制度

平成２５年４月１７日

東　京　都　福　祉　保　健　局

東京都の子供の状況

・ 他県からの人口流入により、就学前児童人口が平成１９年以降、７年間継続して増加

・ 女性の社会進出の進展に加え、リーマンショック後の経済情勢により、保育サービスの需要が一貫して上昇

○ 働いている母親の割合　　４８．３％（H19）　→　５４．０％（＋5.7％）
○ 共働き世帯の割合　　４６．１％（H19）　→　５３．８％（＋7.7％）
＜平成２４年度東京都福祉保健基礎調査による＞

・ フルタイム労働者に加え、パートタイム労働者のニーズも増大

○ 待機児童の保護者の約6割がパートタイム労働者又は求職中の者

就学前児童の状況と待機児童数の推移

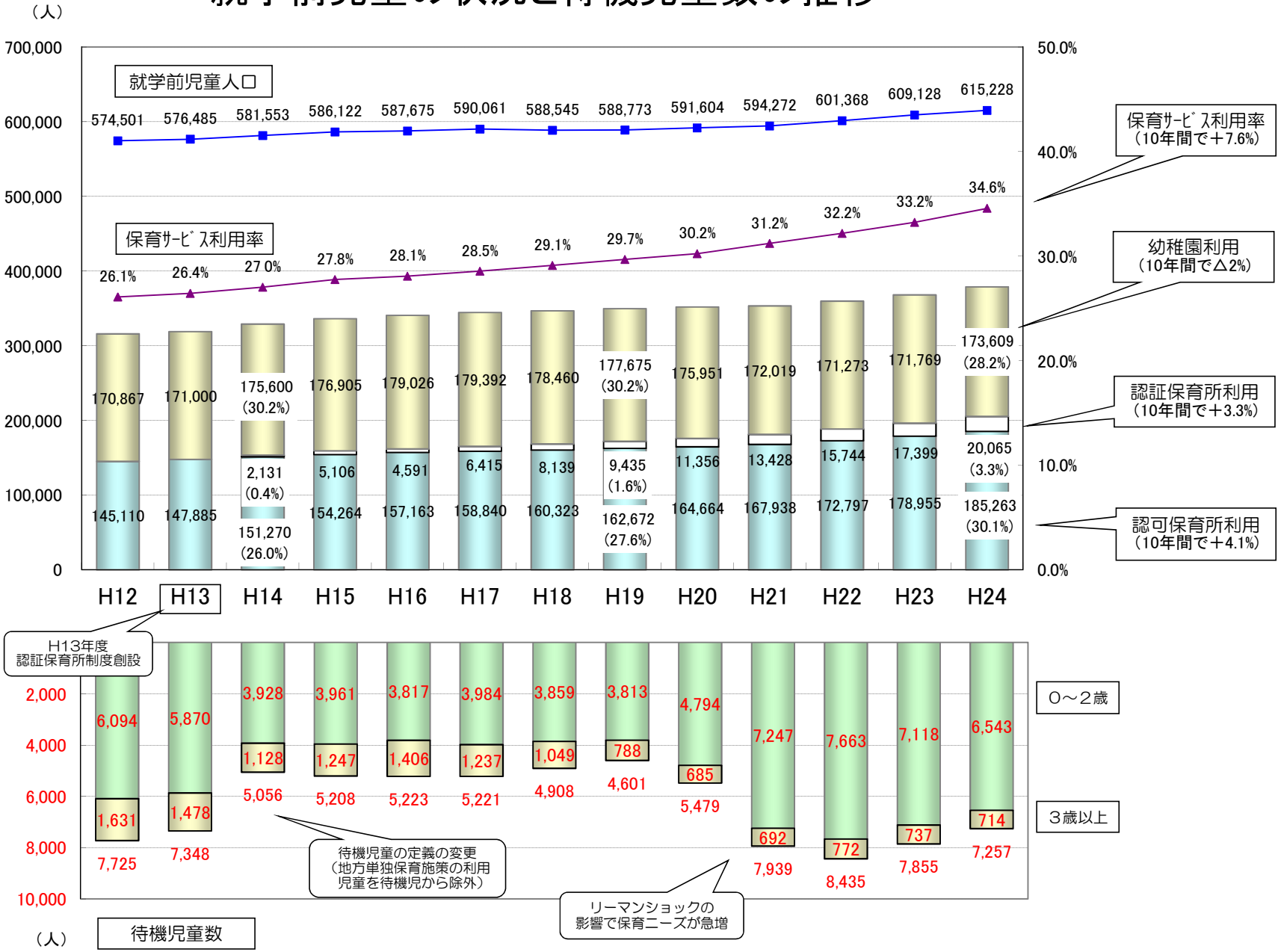

東京都の取り組み

・ 大都市の特性を踏まえた認証保育所の導入により、利用者のニーズに合わせた保育サービスの提供を促進

	認可保育所	認証保育所
0歳児保育実施率	70．4%(H12) → 79．5%(H24)	100%
13時間開所率	0．6%(H12) → 19．0%(H24)	100%

〇利用者調査の結果では、認証保育所は高い評価を得ている

・ 多様な主体の参入による保育サービスの質・量の充実

認可保育所			認証保育所		
公立	私立	合計	A 型	B 型	合計
954 所	901 所 (93)	1,855 所 (93)	564 所 (490)	88 所 (23)	652 所 (513)

（注） 括弧（　）内は、民間企業、NPOによる設置数

・ 保育の実施主体である区市町村に対する整備、運営両面からの支援により、待機児童の状況など地域特性に応じた保育サービスを充実

待機児童解消に向けた取組

待機児童が高止まりしている背景

- ○ 前年の待機児童数を上回る規模で、保育サービス（利用児童数）を増やしている。
- ○ 一方で、待機児童数は、2年連続で減少しているものの、依然として7，000人を超えている。
- ○ 保育所整備が進むことで、新たな保育ニーズが喚起されている。

（単位：人）

区　分	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	3年間の増減
就学前児童人口　（a）	594,272	601,368	609,128	615,228	20,956
待機児童数	7,939	8,435	7,855	7,257	▲ 682
保育サービス利用児童数　（b）	185,475	193,532	202,422	212,641	27,166
増加数	6,233	8,057	8,890	10,219	3,986
認可保育所	3,274	4,859	6,158	6,308	3,034
認証保育所	2,072	2,316	1,655	2,666	594
その他	887	882	1,077	1,245	358
保育サービス利用率（b/a）	31.2%	32.2%	33.2%	34.6%	3.4%

注１　就学前児童人口は各年１月１日現在

注２　保育サービス利用児童数は、認可保育所、認証保育所、認定こども園（※）、家庭的保育事業、定期利用保育事業、区市町村単独保育施策の合計　※幼保連携型を構成する幼稚園の保育に欠ける子、幼稚園型の保育に欠ける子（認証保育所の定員を除く）の合計

保育サービスの拡充に向けた取組

- ○ 待機児童解消の取組をさらに加速させるため、当初の計画を前倒して取組を実施。
- ○ 「2020年の東京」に基づき、平成24年度から26年度までの3年間で、保育サービスを24，000人分整備。

＜保育サービス利用児童数と利用率（各年４月１日現在）＞

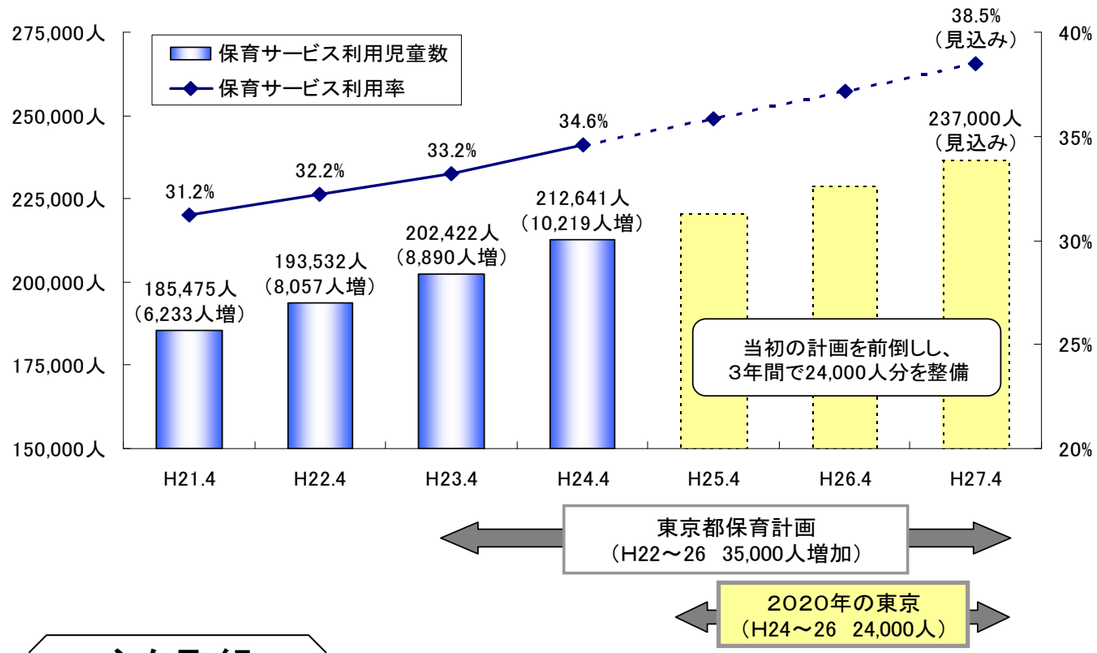

主な取組

- ◆ **待機児童解消区市町村支援事業**
  保育所等の整備に係る事業者や区市町村への補助率を都独自にかさ上げ
- ◆ **認証保育所事業**
  大都市の多様な保育ニーズに対応した認証保育所を積極的に推進
- ◆ **安心こども基金を活用した保育所整備**
  保育所の新設・増改築、賃貸物件による整備等
- ◆ **小規模保育整備促進支援事業（東京スマート保育）【新規】**
  新制度の施行を見据え、定員19人以下の小規模保育の整備を先行実施
- ◆ **家庭的保育事業**
  複数の家庭的保育者が相互に支援しながら保育を行う共同実施型にも支援

認証保育所制度の創設と国への提案要求

認証保育所の創設（平成 13 年度）

◆ ゼロ歳児保育、延長保育など大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設に補助

○ 設置・定員状況 （平成 24 年 4 月 1 日現在）

652 所　22,036 人

・A型（駅前設置型）　564 所　20,229 人
・B型（小規模型）　88 所　1,807 人

○ 制度の目的、特徴

【目的】

■ 都市型保育ニーズへの対応とサービスの質の向上
→ 通勤時間を考慮した延長保育など、認可保育所が十分対応できていないニーズに対応
面積基準や職員配置基準の低い地方単独保育施設（旧保育室）の保育水準を向上

■ 認可保育所の改革
→ 手厚い公的補助を受けている認可保育所の経営効率化を促すもの

【特徴】

■ 保育を必要とする全ての人が対象

■ 利用料は上限の範囲内で施設が決定し、利用者は施設と直接契約

■ 13 時間以上開所、ゼロ歳児保育の実施を義務付け

【認可保育所】

■ 保育に欠ける（＝昼間労働を常態としている）ことが主な入所要件

■ 区市町村が一律の利用料を設定し、区市町村が入所を決定

国への提案要求の内容

◆ 認証保育所の実績を認め、十分な財政措置を講じること。

３歳未満の低年齢児を中心に受入れ、育休明けなど年度途中の入所ニーズにも柔軟に対応している認証保育所の実績を認め、財政措置を講じること。

・認証保育所の基準は、認可保育所の面積基準及び職員配置基準を一部緩和しているが、これまで適切に運営されている。

・職員配置基準については、現行制度でも、家庭的保育事業等では研修修了者の従事が認められているなど、制度的な矛盾がある。

・認証保育所に認可基準を満たすことを求めた場合、年度途中の面積基準弾力化ができなくなり、保育士の配置が必要になるなど、待機児童問題がより一層深刻化する。

⇒ 待機児童の解消に大きく寄与している認証保育所が新制度の給付対象とならないことは、公平性に欠ける。

＜都市型保育ニーズへの対応＞

			平成 12 年度	平成 24 年度
0歳児保育実施率	認可保育所	公 立	63.3 %	70.2 %
		私 立	82.9 %	89.2 %
		計	70.4 %	79.5 %
	認証保育所		―	100.0 %
13 時間開所率	認可保育所	公 立	0.4 %	11.7 %
		私 立	1.0 %	27.4 %
		計	0.6 %	19.0 %
	認証保育所		―	100.0 %
設置主体別内訳（施設数）	認可保育所	公 立	1,012	954
		私 立	572 （ 0）	901 (93)
		計	1,584	1,855
	認証保育所	A 型	―	564 (490)
		B 型	―	88 (23)
		計	―	652 (513)

（注）括弧（ ）内は、民間企業及びNPOによる設置数

認可保育所と認証保育所の制度比較

区　　分	認可保育所	認証保育所
１　設置者	区市町村、社会福祉法人、民間事業者等	民間事業者等
２　利用方法	区市町村に申し込み、区市町村が入所決定	認証保育所へ申し込み、利用者と施設が直接契約
３　施設基準	東京都児童福祉施設の設備・運営の基準に関する条例	認可保育所に準じた都独自の基準
乳児室、ほふく室 （０、１歳児室）	１人当たり３．３㎡以上 （ただし、国が指定する期間・地域に限り、年度途中２．５㎡まで弾力化可能）	①Ａ型　３．３㎡以上（年度途中２．５㎡まで弾力化可能） ②Ｂ型　２．５㎡以上
(1)保育室・遊戯室 （２歳以上児室） (2)屋外遊戯場	(1)１人当たり１．９８㎡以上 (2)２歳以上児１人当たり３．３㎡以上(付近の代替場所でも可)	同左
４　職　　員	東京都児童福祉施設の設備・運営の基準に関する条例	認可保育所に準じた都独自の基準
保育従事者	保育士１０割	保育士６割以上
配 置 基 準	０歳児　　：３人につき１人以上 １・２歳児：６人につき１人以上 ３歳児　　：20人につき１人以上 ４歳以上児：30人につき１人以上	同左
５　開所時間	11時間が基本	13時間以上が基本
６　保 育 料	区市町村が徴収	認可保育所の徴収基準を上限に施設が設定・徴収
７　補 助 金	※公立保育所は一般財源化	※　区部財調
運　営　費	負担金（国1/2、都1/4、区市町村1/4） 25予算額　12,210百万円	補助金（都1/2、市町村1/2） 25予算額　2,714百万円 ※　認可基準を満たす場合、一部、安心こども基金の対象
施設整備費	安心こども基金（国1/2、区市町村1/4、設置者1/4） 25予算額　6,448百万円	開設準備経費（都1/2、市町村1/2） 25予算額　217百万円 ※　認可基準を満たす場合、一部、安心こども基金の対象
８　施設数 （Ｈ24.4.1現在）	1,855か所（公立954か所　私立901か所） ※うち民間企業81か所、ＮＰＯ12か所	652か所（Ａ型　564か所　Ｂ型88か所） ※うち民間企業468か所、ＮＰＯ45か所
９　定員数 （Ｈ24.4.1現在）	186,698人	22,036人

認証保育所利用者調査結果（平成23年度）

項　　目	はい	どちらともいえない	いいえ	無回答	非該当
1. 提供される食事は、子どもの状況に配慮されているか	90%	7%	1%	2%	0%
2. 保育所の生活で身近な自然や社会と十分関わっているか	77%	17%	4%	1%	0%
3. 保育時間の変更は、保護者の状況に柔軟に対応されているか	81%	6%	1%	12%	0%
4. 子どもの体調変化への対応（処置・連絡）は、十分か	89%	7%	1%	3%	0%
5. 安全対策が十分取られていると思うか	78%	18%	2%	2%	0%
6. 行事日程の設定は、保護者の状況に対する配慮は十分か	82%	14%	2%	1%	0%
7. 子どもの保育について家庭と保育所に信頼関係があるか	89%	9%	1%	1%	0%
8. 保護者の考えを聞く姿勢があるか	88%	9%	1%	1%	0%
9. サービス提供にあたって、利用者のプライバシーは守られているか	82%	9%	1%	8%	0%
10. 一人ひとりの子どもは大切にされていると思うか	93%	6%	0%	1%	0%
11. 職員の対応は丁寧か	94%	5%	0%	1%	0%
12. 要望や不満を事業所に言いやすいか	68%	23%	4%	4%	0%
13. 利用者の要望や不満はきちんと対応されているか	72%	17%	2%	9%	0%
14. 第三者委員などの外部の苦情窓口にも相談できることを知っているか	46%	5%	46%	3%	0%
15.【過去1年以内に利用を開始し、利用前の説明を受けた方に】 サービス内容や利用方法の説明はわかりやすかったか	87%	11%	1%	1%	0%

新制度における地方単独保育施策の取り扱いについて

- 大都市の保育ニーズに合わせてサービスを提供し、待機児童解消にも大きく寄与している認証保育所について、新制度の給付対象とすべき

- 職員配置基準について、現状でも認可保育所（保育士１０割）や保育ママ（研修修了者でも可）など基準設定が多様であることから、地域の実情に応じたサービスが提供できるよう、柔軟かつ弾力的なものとすべき

- 現在国が認可外保育施設に対して行っている支援は、認可基準を満たすことを条件としており、その期限や補助額の設定についても課題がある。

子ども・子育て支援新制度における保育サービス

現行制度

	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	認可保育所	認証保育所	区市町村単独施策	家庭的保育事業	事業所内保育事業	ベビーシッター	その他の認可外保育施設
制度	（幼稚園の認可及び保育所の認可） 保育士10割 幼稚園基準	（幼稚園の認可） 幼稚園基準	（保育所の認可） 保育士10割	地方裁量型認定こども園 （認証保育所の認証） 10施設　654施設 保育士6割	区市町村の判断 ※認可外基準保育士1/3	研修受講を条件に保育士資格不要	保育士6割	基準なし	保育士1/3
	東京都による認可、認証、認定								
財政措置（運営費）	国庫有			都 単（一部国庫(9施設)）	なし（一部都単）	国庫有	都 単	なし	なし

新制度

	変更 幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	認可保育所	認証保育所	新 小規模保育事業	変更 家庭的保育事業	変更 事業所内保育事業	新 居宅訪問型保育事業	その他の認可外保育施設
制度	（幼保連携型認定こども園の認可）	（幼稚園の認可）	（保育所の認可）	地方裁量型認定こども園 （認証保育所の認証） ※H25.1.1現在 10施設　654施設					
	東京都による認可、認証、認定				区市町村による認可				
国財政措置（運営費）	施設型給付			× （対象外）	地域型保育給付				× （対象外）

※　各施設・事業の給付水準は今後検討することとされている。

保育士資格要件と国からの給付

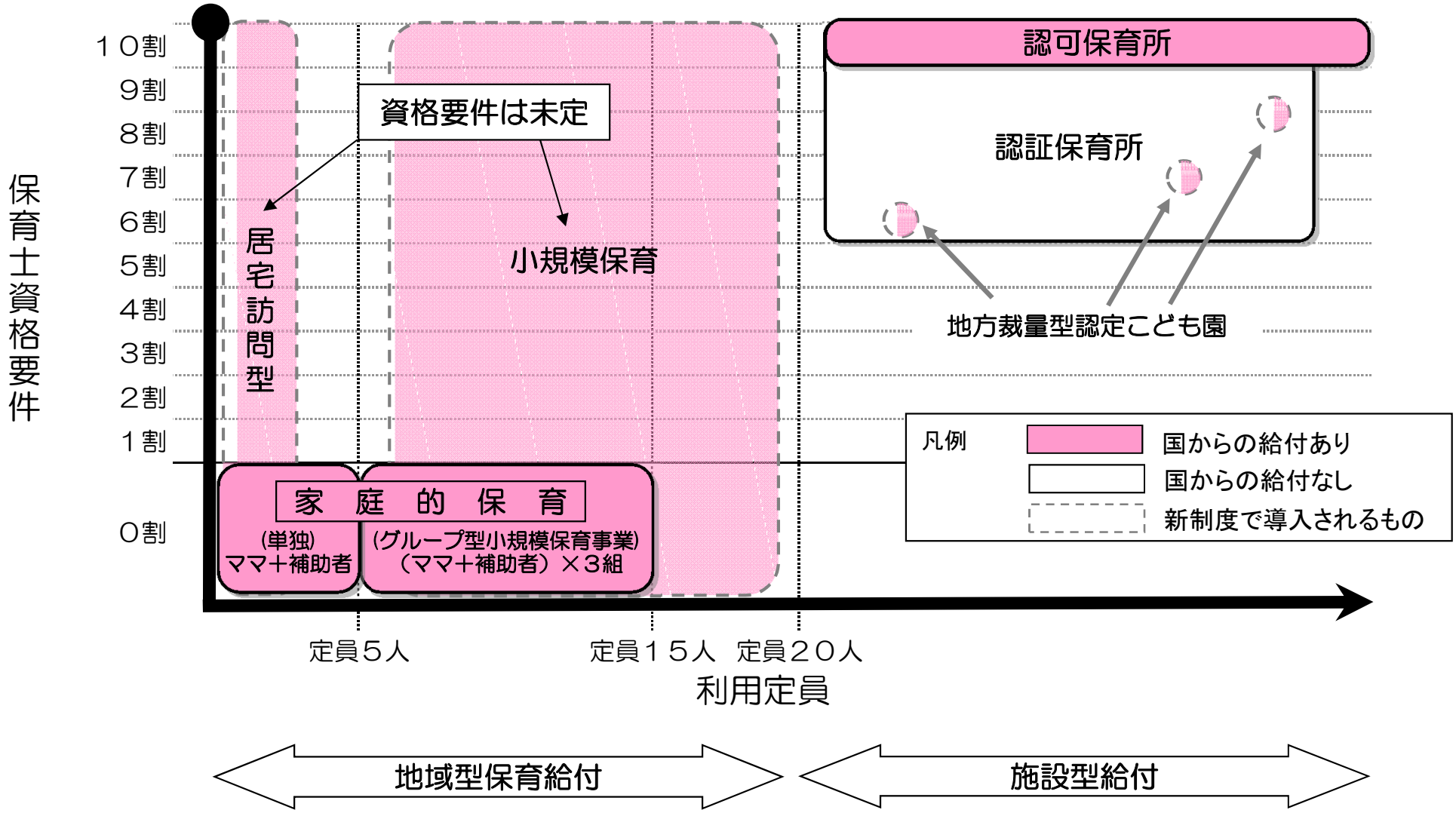

認可外保育施設に対する国の支援
（待機児童解消「先取り」プロジェクト）

●　認可外保育施設運営支援事業（安心こども基金）

【補助条件】
・施設の設備、職員の配置について、国が定める設備運営基準（認可基準）を満たすこと。
・保育士が不足している場合には、プロジェクト期間中に基準以上の保育士を配置すること。
（※期間中に基準を満たさなかった場合は、条件違反として補助金を返還）

＜認可保育所の保育単価と認可外保育施設運営支援事業の補助単価＞

（単位：円）

年齢区分	認可保育所（国）	認可外保育施設運営支援事業（国）		
		現行単価	改善後単価	増　減
０　歳　児	189,480	72,000	107,000	＋35,000
１～２歳児	118,830	39,000	57,000	＋18,000
３　歳　児	66,280	15,000	22,000	＋ 7,000
４歳以上児	59,220	12,000	18,000	＋ 6,000

（注）認可保育所の保育単価は、特別区における定員 31～40 人までの場合の単価
認証保育所補助基準額は、定員 40 人までの場合の単価

●　賃貸物件による保育所整備事業（安心こども基金）

【補助条件】
・施設の設備について、国が定める設備運営基準（認可基準）を満たすこと。

【補助基準額】　・本園の場合　１施設当たり　２，５００万円
　　・分園の場合　１施設当たり　２，０００万円

小規模保育整備促進支援事業について

背　景

○　子育て支援策の強化を図るため、平成２４年８月に子ども・子育て関連三法が成立

○　早ければ平成２７年４月から本格施行される予定

○　導入される制度のうち、都は小スペースかつ短期間で開設可能な機動性に優れる小規模保育に着目

○　国の取組は遅く、次年度に制度を検討

○　本格施行時に円滑に事業開始するためには、国に先駆けて準備を進めることが必要

待機児童数及び認可・認証定員の推移

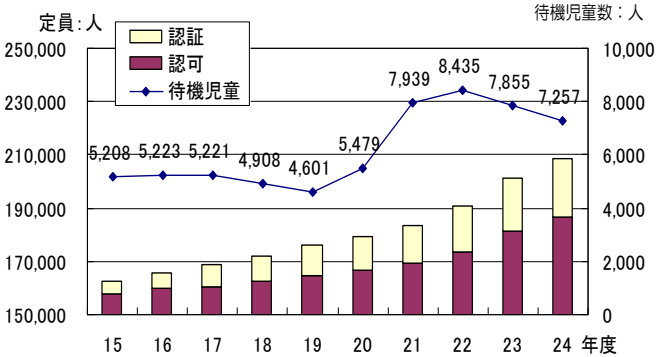

○　都はこれまで保育サービスの拡充を積極的に促進。待機児童数は平成２２年度をピークに減少

○　しかしながら待機児童数は未だ７０００人を超えており、保育サービスの充足率も、潜在需要４４％に対し約３５％。

保育サービスの拡充に向けた更なる取組が必要!!

◆ 小規模保育を促進する補助制度を創設 ◆

空き家、空き店舗、空き公共施設等を活用して
小規模保育の整備を促進する区市町村を支援

（１）補助対象
区市町村（区市町村が実施する施設及び区市町村が補助を行う施設）

（２）補助内容

		補助基準額	補助率
初期経費	開設準備費（改修）	15,000,000 円	１０/１０
	賃借料	5,000,000 円	１/２
運営費（児童一人当たり）		０歳児：　72,000 円/月 １、２歳児：39,000 円/月	１/２

（３）補助対象施設
対象児童：０～２歳児
定　　員：定員６人以上１９人以下
基　　準：区市町村が規定（子ども子育て関連三法本格施行時に小規模保育事業に移行。）

（４）実施期間
平成２５、２６年度の２か年

（５）規模

年度	新規分		既存の区市町村単独施策
２５	２０箇所	３８０人	子ども・子育て関連三法本格施行時に、小規模保育事業に移行することを要件に、補助を実施
２６	３５箇所	６６５人	
計	５５箇所	１０４５人	

保育の質の確保

- 待機児童解消に向けて保育サービスを拡充するためには、保育を支える人材の確保、育成が課題

- 保護者対応、支援を要する児童の増加、地域の子育て支援等、保育所に求められる機能の多様化に伴い、質の高い保育人材の確保が必要

- サービスの質の向上に向けて、サービス提供事業者自らの改善取組を促すとともに、利用者のサービス選択にも資する第三者評価を実施

〇平成17年度から23年度までに、全国で実施した認可保育所第三者評価の受審件数は延べ5，338件。 そのうち、3，250件（61％）が、東京都内の実績。
〇認証保育所の受審件数は、23年度までで延べ1，211件。

保育人材の確保・育成

保育を取り巻く現状と課題

保育サービス提供状況と計

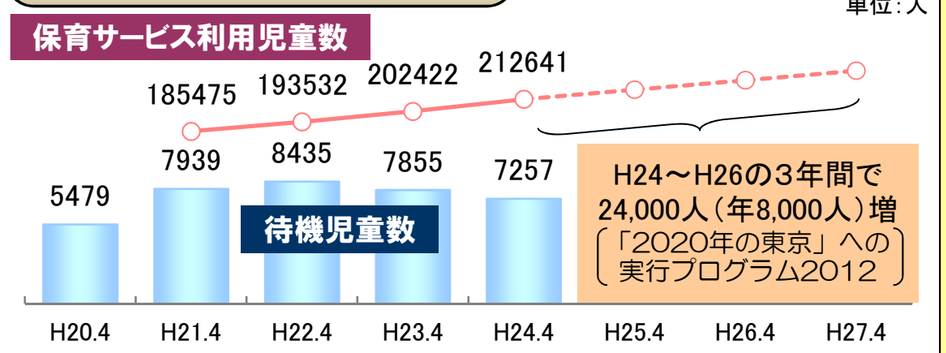

今後必要な保育士数

- 毎年度必要となる保育士数
  - 年間利用児童数約8,000人増 → 約2,100人の保育士が必要
  - 年間 約2,000人の保育士が退職

→ **年間約4, 100人の保育士が新たに必要**

課題

1 潜在化する保育士有資格者

- 保育士資格取得者は、年間5,000人強
  （養成施設卒4,000人、試験合格者1,000人程度）

→ **毎年新たに保育所に勤務するのは2, 500人程度**
（資格取得者の50%が保育所に勤務すると推計）

2 質の高い保育人材の確保

- 保護者対応、支援を要する児童の増加、児童虐待への対応、地域の子育て支援等、保育所には多様な機能が求められる。

→

保育人材確保の取組

- 区市町村や保育事業者が行う保育人材の確保や質の向上のための取組を支

1 「潜在保育士」の掘り起し

○ **就職支援研修・就職相談会** （平成21年度から実施）
保育所離職者（主に主婦層）を対象に、身近な地域における就職支援研修及び就職相談会
を実施 （平成24年度／6か所開催）

○ **就職支援セミナー・職場体験実習** （平成23年度から実施）
保育士有資格者で、保育所勤務未経験者やブランクが長い人を対象に、最新の知識技能を習得することができる就職支援セミナー及び職場体験実習を実施
（平成24年度／10回開催）

2 保育人材の専門性向上

○ **区市町村が独自に実施する研修等への補助** （平成21年度から実施）
認可・認証保育所の職員等の専門性や質の向上を図るため、区市町村が実施する研修等に対して補助を行う。（平成23年度実績／33区市町村）

○都内保育士養成施設卒業者
（保育士資格取得者数）

	入学定員	保育士資格取得者数
23年度	5,975	4,065

○保育士試験受験者数及び合格者数

	受験申請者数（A）	合格者数（B）	合格率（B）／（A）
23年度	10,102	1,368	13.5%

○都内保育士養成施設卒業者の就職状況
（保育士資格取得者）

	保育所	保育所以外の児童福祉施設等	幼稚園	その他	合計
23年度	1,999	293	1,149	624	4,065
	49.2%	7.2%	28.3%	15.4%	100.0%

東京都の第三者評価制度

福祉サービス第三者評価とは

中立的な第三者である評価機関が、事業者と契約を締結し、サービスの内容、組織のマネジメント力等の評価を行い、その結果を公表する仕組み。

≪目　的≫

1 サービスの質の向上
評価のプロセスを通じて自らの取組を振り返ることにより、事業者にサービスの質を向上するための改善取組を促す

2 情報提供の充実
評価結果を広く公表することにより、利用者のサービス選択に向けた情報提供を充実し、事業の透明性を確保する

→ 利用者本位のサービスシステムの構築

○ 福祉サービス第三者評価の法的根拠（社会福祉法第78条第1項）

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない（努力義務）

（参考）全国における実施状況

	１９年度	２０年度	２１年度	２２年度	２３年度	５か年計
京都府	254	185	192	207	197	1,035
神奈川県	131	163	107	148	170	719
愛知県	39	55	59	110	85	348
大阪府	80	60	41	80	50	311
千葉県	81	28	45	51	56	261
兵庫県	51	52	32	44	41	220
静岡県	45	40	38	15	12	150
熊本県	22	27	19	26	28	122
岩手県	21	29	24	18	28	120
鳥取県	18	20	24	26	28	116
その他の県	266	281	284	281	296	1,408
合計	1,008	940	865	1,006	991	4,810

東京都	1,827	1,817	2,014	1,979	2,358	9,995

東京都における福祉サービス第三者評価の仕組み

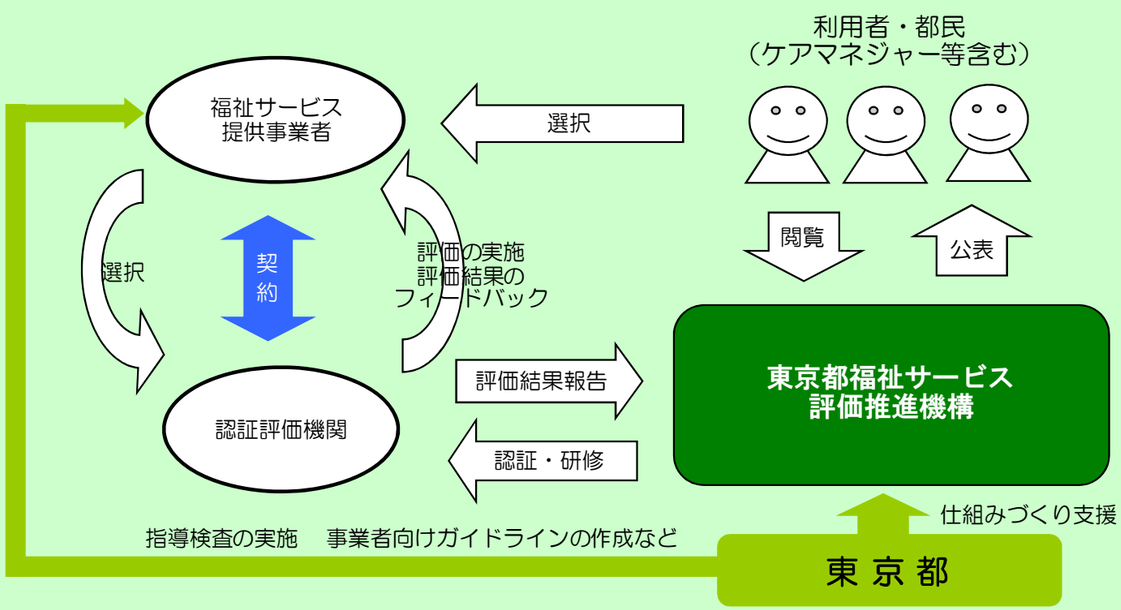

≪特徴≫

1「東京都福祉サービス評価推進機構」を(公財)東京都福祉保健財団に設置

2 多様な主体の多数の評価機関を認証
平成25年4月現在　128機関　（株式会社、NPO法人、社団法人等）

3「利用者調査」と「事業評価」を実施
利用者のサービスに対する意向等を把握する「利用者調査」と、評価者がサービスの内容、組織のマネジメント力等を把握する「事業評価」を併せて実施

4 共通評価項目の策定
利用者が評価結果を比較できるよう、サービス別に共通評価項目を策定

≪東京都の第三者評価受審方針≫

1 定期的かつ継続的な受審に努めること

2 少なくとも３年に１回以上受審すること